

電子申請届出システム について

*この動画は、「VOICEVOX:櫻歌ミコ」
を使用して作成しています。

電子申請・届出システム 操作ガイド（事業所向け） 説明動画

操作ガイド（事業所向け）説明動画は、「操作ガイド（事業所向け）」を基に実際にシステムを利用しながら操作手順を動画で説明しています。機能別に説明する各編と、それらをまとめた「まとめ編」がありますので適宜利用ください。。

ご利用方法

以下のリンク・QRコードから厚生労働省YouTubeチャンネルにアクセスしご視聴ください
なお、電子申請・届出システムの右上ヘルプより遷移するページにもリンクが掲載されています。

https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWgpWG4SSXpn8JiZsCI_5MM5



動画タイトル	説明文	時間
利用準備編	電子申請届出システムの機能、システムの利用に必要な設定や準備、システム上の共通操作の説明	7:41
申請届出メニュー（共通機能）編	トップ画面にある各種共通機能の説明	6:05
新規指定申請編	新規指定申請提出時の操作手順の説明	11:11
変更届出編	変更届出提出時の操作手順の説明	11:18
加算届出編	加算届出提出時の操作手順の説明	4:36
申請届出状況確認編	申請届出状況の確認の説明	14:31
まとめ編	利用準備編～申請届出状況確認編をまとめて視聴できます。	55:26

スケジュール

- 本システムは松阪市でも利用可能な状態になっていますので、この集団指導をもって、本格運用開始をお願いします。
- 令和 8 年 4 月 1 日以降は、電子申請届出システムによることが原則になります。

電子申請・届出システム | ログイン

SKYDIV

kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/

電子申請・届出システム

お問い合わせ先

ヘルプ

ご利用条件

専用窓口

GビズIDでログインする

gBizID

GビズIDでログインする

gBizID

GビズIDを作成する

※本格運用を開始していない自治体もありますので、事前に申請先自治体に確認をお願いいたします。

このページのトップへ

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.

インターネット環境にて下記アドレスにアクセスしてください。このページが表示されます。

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/

電子申請届出システムの特徴

- 初回ログイン時にはアカウント情報の入力や、初回の申請・届出の際には法人情報の入力が必要
- 2回目以降は、以前の入力情報を呼び出せるボタンがあるため、そこから変更箇所だけを打ち換えて提出できます。ただし、**介護予防支援委託の届出、加算に関する届出、他法制度に基づく申請届出**には呼び出し機能がありません。
- 申請・届出書鏡と付表はシステム上で入力し、添付書類はワードやPDFなどのファイルを添付。内容は現状と同じ。
- 添付フォーム名は「生活相談員の経歴書」「平面図」など、専用のような名称になっていますが、実際にはPDF、ワード、エクセルなら添付できるので、枠が足りない場合は違うところも使って添付して送ってください。

電子申請届出システムの特徴（続き）

- 登記（全部事項証明書）については、従前のように全部事項証明書のスキャンデータを添付してもらうことに加えて、登記情報システムで発行された識別番号が記載されたPDF等の添付も可能です。
- 本システムは不定期に機能の追加や変更があります。不具合情報については、市へメールやお電話でいただければ、ヘルプデスク（厚生労働省）へ提出します。

（例えばR7.4.15には事業所から申請を取り下げた際に、変更前は自治体側では全く表示されなくなっていたのが、取り下げたというステータスで表示されるように変更されました。）

指定通知書について

- これまでは紙の文書を郵送
 - 今後はメールにて公印の印影のあるPDFデータを送信
- * 電子申請届出システムには印影を取り込む機能がないため、
Logoフォームにより送信専用のメールアドレスからお送りします。

各種申請届出の入口

電子申請届出システム

[お問い合わせ](#) [ヘルプ](#) [ユーザ情報](#) [ご利用条件](#) [専用窓口](#) [ログアウト](#)

[メニュー](#) > 新規指定申請

申請先選択 > 様式入力 > 付表入力 > 添付書類アップロード > 確認

新規指定申請 申請先選択

申請先窓口となる指定権者区分と都道府県または市区町村を選択して「次へ」を押してください。

【状況確認および入力再開メニュー】

1. サービス分類選択

☒ 居宅施設 ☐ 地域密着型 ☐ 基準該当 ☐ 総合事業

2. 都道府県選択

都道府県

3. 申請先選択

申請先

※指定権者区分が「政令市・中核市」、「その他の市区町村」となる場合には、指定権者選択においては、該当の市区町村まで必ず選択してください。
※選択した指定権者区分に応じて、様式入力画面で選択できる申請サービスの種類が変更となるため、ご承知おきください。
※本格運用を開始していない自治体もありますので、事前に申請先自治体に確認をお願いします。

一時保存 **次へ** メニューへ

[このページのトップへ](#)

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare. All Right reserved.

居 宅 施 設	訪問介護
	通所介護
	(介護予防) 訪問入浴介護
	(介護予防) 訪問看護
	(介護予防) 訪問リハビリテーション
	(介護予防) 居宅療養管理指導
	(介護予防) 通所リハビリテーション
	(介護予防) 短期入所生活介護 (*単独、*特養併設、*特養以外併設)
	(介護予防) 短期入所療養介護
	(介護予防) 特定施設入居者生活介護
	(介護予防) 福祉用具貸与
	特定(介護予防) 福祉用具販売
	介護老人福祉施設
	介護老人保健施設
	介護医療院

基 準 該 当	基準該当訪問介護
	基準該当(介護予防) 訪問入浴介護
	基準該当通所介護
	基準該当(介護予防) 短期入所生活介護 (*単独、*特養併設、*特養以外併設)
	基準該当(介護予防) 福祉用具貸与
	基準該当居宅介護支援
	基準該当居宅予防支援

地 域 密 着 型	夜間対応型訪問介護
	(介護予防) 認知症対応型通所介護
	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護
	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
	地域密着型特定施設入居者生活介護
	地域密着型老人福祉施設入所者生活介護
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)
	地域密着型通所介護
	居宅介護支援
	介護予防支援

総 合 事 業	訪問型サービス
	通所型サービス

電子申請届出システムデモ環境ご利用にあたり

デモ環境では、共通IDを使い申請・届出の試行が可能です。機能把握や業務検討等にご活用ください。
なお、本番環境をご利用の際のログインはGビズIDが必須となります。

接続について

申請届出URL：【<https://demo.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>】

ログインID：以下いずれかのIDをご利用ください。

（デモ環境のログイン画面でも「ログインアカウントについて」を押下することで同様のIDとパスワードをご確認いただけます。）

「demo1@kaigokensaku.mhlw.go.jp」

「demo2@kaigokensaku.mhlw.go.jp」

「demo3@kaigokensaku.mhlw.go.jp」

パスワード：「password」（上記ID全てと共通のパスワードです。）

確認事項

- ・接続したページの背景が水色でページ左上の名称が「デモ電子申請届出システム」となっていることをご確認ください。
（本番環境はページ背景が白、名称が「電子申請届出システム」となっております。）

注意点

- ・デモ環境では、全自治体が申請先として選択可能です。申請後の自治体での受付以降の処理は原則行われません。
- ・デモ用のログインアカウントは共有です。同一のログインアカウントを複数のユーザが利用可能です。
- ・同一のログインアカウントで入力された情報は相互に閲覧・利用可能です。個人情報や機密情報は入力しないでください。
- ・入力した申請届出データは毎日24時に削除します。翌日は利用できませんのでご注意ください。
- ・申請時及び、受付時にメール送付はありません。
- ・デモ環境の仕様・操作方法について
のお問い合わせは原則受け付けておりません。
- ・操作方法につきましては「ヘルプ」画面の操作マニュアル・操作ガイドをご参照ください。

本番環境でテストをしたい場合は

- 予めご連絡をいただいた上で、架空の申請・届出をしていただいても大丈夫です。正しく届いているかを電話等で確認し合った後で、承認又は却下させていただきます。
(承認する場合にも国保連への情報連携は行いません。)
- 事業所様側から申請・届出の履歴を削除する機能はありません。